

地 域 再 生 計 画

1. 地域再生計画の名称

日出づる郷・増穂「安全で快適な環境のまちづくり」計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

山梨県南巨摩郡増穂町

3. 地域再生計画の区域

山梨県南巨摩郡増穂町の全域

4. 地域再生計画の目標

増穂町は、関東一のゆず生産量を誇る「ゆずの里」であり、また、冬至から元旦にかけて富士山の真上に輝く日の出を見ることができ、「ダイヤモンド富士」の名所として知られ、山梨県の南西部、甲府盆地の南端の峡南地域に位置し、甲府市中心部から約16kmの距離にある。人口13,338人（平成17年4月1日現在）、面積65.17平方キロメートルで、甲府盆地から流れ出る富士川の右岸に位置し、古くは富士川舟運の拠点であり、その富士川の支川（戸川、利根川）がつくりだした扇状地からなっており、町内には、幾つもの清流が流れ、町の潤いづくりの大きな要素となっている。

現在、中部横断自動車道増穂インターを整備中であり、それに併せて当町では、富士川上流域である増穂インター周辺について、平成17年3月に策定した「都市再生整備計画（増穂インター周辺地区）」に基づき、豊かな水辺の自然を生かした親水空間の整備や芝生広場等の整備、地域住民や来訪者が自然観察やスポーツなどを楽しむコミュニティ空間の整備を実施している。

こうした状況の中、町では清流の水質汚濁防止の一環として、生活排水を処理するため、昭和62年度から釜無川浄化センター周辺から公共下水道事業に着手し、平成13年度からは浄化槽設置事業（個人設置型）を展開してきた。しかしながら、平成15年度末の生活排水クリーン処理率（汚水処理人口普及率）は、53.7%にとどまり、依然山梨県平均63.9%より低い状況である。

このため、汚水処理施設をより一層普及促進することにより、公共用水域の水質改善を実現するとともに、町民参加による河川清掃活動を引き続き推進し、快適な生活環境の確保を図る。さらに、現在整備中の親水公園等をより一層展開し、自然

を生かした憩いの場として町内外からの来訪者が集う拠点となり、町全域に人・物・情報の交流の輪が広がる契機とし、「日出づる郷」増穂町の「安全で快適な環境のまちづくり」を目指す。

(目標1) 汚水処理施設整備の促進〔生活排水クリーン処理率(汚水処理人口普及率)を53.7%から75%に向上〕

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

汚水処理施設の整備が遅れている地域について、公共下水道と浄化槽(個人設置型)を相互に調整しながら効率的に整備することにより、快適な生活環境の確保を図る。

また、整備中である中部横断自動車道増穂インターに併せて本町では、増穂インター周辺における親水公園等の整備を推進し、水辺の自然を生かしたコミュニティ空間を創出する。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係わる手続きを了している。
なお、整備箇所等については、別紙の整備箇所を示した図面による。

- ・公共下水道・・・・平成20年3月に事業認可

[事業主体]

- ・増穂町

[施設の種類]

- ・公共下水道及び浄化槽

[事業区域]

- ・公共下水道 増穂町青柳町・最勝寺地区
- ・浄化槽 増穂町全域(公共下水道認可区域を除く)

[事業期間]

- 公共下水道 平成17年度～平成21年度
- 浄化槽(個人設置型) 平成17年度～平成21年度

[事業量]

- ・公共下水道φ150～200 4,000m(変更前 3,800m)
- ・浄化槽(個人設置型) 135基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。
公共下水道整備区域で1,000人、
浄化槽整備区域で680人

[事業費]

公共下水道	396,000 千円	(変更前 340,000 千円)
	(うち、単独 66,000 千円)	(変更前 90,000 千円)
	(うち、国費 165,000 千円)	(変更前 125,000 千円)
浄化槽 (個人設置型)	53,040 千円	
	(うち、国費 17,680 千円)	
合 計	449,040 千円	(変更前 393,040 千円)
	(うち、単独 66,000 千円)	(変更前 90,000 千円)
	(うち、国費 182,680 千円)	(変更前 142,680 千円)

5-3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「安全で快適な環境のまちづくり」を達成するため、以下の事業を連携して行うものとする。

・増穂インター周辺地区の整備

[事業主体]

- ・増穂町

[整備内容]

- ・親水公園の整備

水辺の自然を活かした親水空間や芝生広場、多目的グラウンド等の整備
整備面積A = 8.5 ha

[事業期間]

平成17年度～平成21年度 (整備完了予定：平成21年度末)

6. 計画期間

平成17年度～平成21年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4に示す数値目標に対して状況を調査及び評価し、公表する。
その後、公共下水道事業については、供用開始地区における下水道接続の促進を図っていく。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

きれいな美しい川のあるふるさと推進活動の一環として、町民参加による河川清掃活動の年1回実施。(既に実施中：実績参加者約2,200人/年)

(添付書類)

- ・地域再生計画の区域に含まれる行政区画を表示した図面
- ・汚水処理施設の整備区域図
- ・地域再生計画の工程表
- ・地域再生計画の全体像を示すイメージ図